

令和 7 年 3 月 14 日

◎土森委員長 ただいまから、産業振興土木委員会を開会いたします。

(9 時 57 分開会)

◎土森委員長 本日の委員会は、昨日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

〈建築指導課〉

◎土森委員長 それでは、建築指導課の説明を求めます。

◎橋本建築指導課長 建築指導課の令和 7 年度当初予算、令和 6 年度補正予算、条例その他議案について御説明いたします。

まず、令和 7 年度当初予算について 1 ページをお願いします。

歳入予算についてです。8 款使用料及び手数料は、建築確認申請に係る手数料などです。

9 款国庫支出金は、建築物の耐震化に係る事業についての指導監督事務費補助金や、建築動態統計調査に係る委託金です。

2 ページをお願いします。以上、令和 7 年度の歳入予算の合計は、2,269 万円です。

次に、歳出予算について 3 ページをお願いします。右の説明欄に記載されている順に、主なものについて御説明します。

まず、2 建築指導監督費のうち下から 3 行目の、被災建築物応急危険度判定講習会開催委託料は大地震により被災した建築物における 2 次的な被害を防止することを目的に、被災建築物を調査し、応急的な使用の可否を判定することのできる技術者を養成するものです。令和 6 年度は 38 人の新規登録があり、現在の登録者数は、第 5 期南海トラフ地震対策行動計画目標の 1,200 人を超える 1,274 人です。より充実した体制を整備していくために、令和 7 年度も 3 回の講習会を開催しまして、登録者数と技術の維持に取り組んでまいります。

4 ページを御覧ください。説明欄の上から 2 行目の、耐震改修促進計画改定基礎調査委託料は、高知県耐震改修促進計画では、県外からの救援ルートとなる国道などの一部について、地震による建築物の倒壊が通行の支障となることを防止するために、沿道にある建築物の耐震化を進める道路として指定をしています。平成 27 年の指定以降、一定の年月が経過していることから、この道路の沿道にある建築物等について改めて調査をし、実態把握を行います。

また、4 行目の建築物耐震対策緊急促進事業費補助金は、先ほど説明しました、道路の通行の支障となる恐れのある建築物等の耐震化を行う所有者等に対し、市町村が補助する費用の一部を負担し補助するものです。

以上、令和 7 年度の歳出予算の合計は、1 億 7,145 万 8,000 円となっています。

次に、令和 6 年度補正予算について御説明いたします。5 ページをお願いいたします。

歳入につきましては、使用料及び手数料の減によるものです。

6 ページをお願いします。右端の説明欄の、2 建築指導監督費のうち、1 行目の建築物耐震対策緊急促進事業費補助金は、建築物所有者が耐震改修工事等の検討調整をした結果、事業計画の変更があったことや、事業の契約金額が予定を下回ったことから減額を行うものです。

7 ページをお願いします。繰越明許費の追加について御説明します。建築指導監督費は、先ほど説明しました建築物耐震対策緊急促進事業費補助金に係るものです。建築物所有者が耐震改修工事等の検討調整に当初の予定より日時を要し、工事の年度内完成が見込めなくなったことから、2,837万6,000円の繰越明許費をお願いするものです。

次に、条例その他議案です。8 ページから40ページまでが議案となっております。参考資料で御説明しますので、41ページをお願いします。

まず、高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例議案です。1 改正内容の（1）建築士事務所登録に係る手数料の改定は、現行の一級建築士事務所1万7,000円、二級・木造建築士事務所1万2,000円を、いずれも2万5,000円とします。

改正理由は、国から発出された当該手数料に係る技術的助言を考慮したものです。建築士事務所の登録は、建築士法において都道府県知事が行うこととされており、高知県建築士法施行条例に、当該事務に係る手数料を定めています。また当該事務は、法等に基づく指定機関である一般社団法人高知県建築士事務所協会が行っており、手数料は同協会が徴収しその収入としています。

国の技術的助言では、指定機関での事務に要する実費を勘案して当該手数料を定めることが可能とした上で、登録事務に要する時間と、消耗品費、備品費といった物件費として、参考にするのできる数値が示されています。

これにより算出される額は、現行の手数料額と乖離しており、加えて近年、本県指定機関における当該事務の会計実績で収入が支出を下回ることが続いていることから、指定機関の運営に支障を来さない適正な手数料額とするために、見直しを行うものです。

なお、全国の都道府県の多くも同様の動きをしており、中四国各県の状況は、資料の中ほど、参考のとおりです。また、高知県知事による登録事務所数は、その右にありますとおり全部で615となっております。

（2）引用規定の整理は、建築基準法の改正による条ずれを反映させるものです。施行日はいずれも令和7年4月1日と考えております。

続いて、42ページをお願いします。高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案及び高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案です。2 議案の内容が関連しておりますので、あわせて御説明申し上げます。

ページの上部、タイトルのすぐ下にありますとおり、国の制度改正に伴い「建築物エネ

ルギー消費性能適合性判定等」及び「建築確認等」に係る手数料について、必要な改正をしようとするものです。

制度改正の概要の（１）は、全ての新築建築物が省エネ基準適合が必要になるということです。現行では、非住宅の300平方メートル以上の建築物のみが対象である省エネ基準適合義務の範囲が、全てに広がります。

（２）は、省エネ基準適合の評価方法が多様化されます。

これらの改正によって、その右の影響の枠組みにありますとおり、住宅や小規模建築物に係る省エネ基準適合性判定を実施する必要、用いる評価方法によって審査に要する時間が異なる、といった影響が生じることから、右への矢印を進んだ先ですけれども、高知県手数料徴収条例において、住宅や小規模建築物に係る省エネ基準適合性判定手数料を新設、手数料の額・区分の見直しを行います。

（３）は、木造建築物等の建築確認・検査対象項目の増等です。省エネ化に伴い重量化する建築物の構造安全性の確保などを目的に、例えば、現行では都市計画区域外では、階数３以上または延べ面積500平方メートル越えのものしか建築確認手続が必要でないのが、階数２以上で必要になり、これは一般的な規模の木造住宅などでも必要になるということです。これらに対する構造審査がされるようになります。

（４）は、木造建築物の壁量基準等の精緻化で、耐力壁などの量の考え方、算定の仕方が、より実態に即した細かなものになります。

（５）は、国・県等の建築物に関する建築確認等の民間開放です。これらによる影響として、右の枠組みにあります、省エネ基準適合審査の一部を建築確認において実施する必要。新たに審査対象となる項目のチェック業務増。壁量等チェックに要する時間の増。国等の建築物の建築確認等手数料に関して民間指定機関との均衡を考慮する必要があることから、高知県建築基準法施行条例において、省エネ基準適合を建築確認においてチェックする際の手数料加算の新設、手数料の額・区分の見直し、国等の建築物の建築確認等に係る手数料の新設を行います。

また、同条例におきましては、破線の囲み部分のとおり、建築確認申請等の電子化に対応するため、事務処理特例規定の見直しも併せて行います。

以上の改正によります新旧手数料比較の例は、ページ下部の枠組みのとおりです。例えば、一戸建て住宅、木造100平方メートル、省エネ基準適合は仕様規定による場合の手数料は、建築確認が現行の9,000円から改正後は1万9,000円になり、そのうちの7,000円は、省エネ基準適合（仕様規定）加算となっています。完了検査は1万2,000円から2万1,000円です。また、事務所ビル、鉄筋コンクリート造、3,000平方メートル、省エネ基準適合はモデル建物法による適合性判定とする場合は、省エネ適合性判定が26万2,000円から27万円、建築確認が14万円から22万円、完了検査は12万円から19万円です。

施行日は、令和7年4月1日と考えております。また、手数料額の詳細は43ページのとおりです。

以上で、建築指導課からの説明を終わります。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎中根委員 建築士法施行条例の一部改正の問題です。1万7,000円から1万2,000円のもの、2万5,000円に改定されることについて、先ほど四国4県の平均をとると2万4,000円からになっているということですが、こんな急激な改定を本当にする必要があるのかどうか教えてください。

◎橋本建築指導課長 国から示された数値で素直に算定した数値がこちらです。加えて民間指定機関の近年の会計実績を見ますと、この業務に係る支出が、ちょうどこの程度の額になっていますので、妥当な金額と考えております。

◎中根委員 この金額が妥当なのかどうか。四国4県など、全国一律の中身ではないので、高知県の建築士事務所関係の方の意見は聞かれたことはないですか。

◎橋本建築指導課長 この事務を行っております建築士事務所協会で会員の意見を聞いた上で、この程度で妥当という返事はいただいております。急激に変わることの支障についても、会員の方と話はいただいているということですが、仕方がないという反応であると聞いております。

◎橋本委員 関連です。高知県の建築士事務所登録に係る手数料ですが、これについては事務そのものを協会がやっているの、協会に手数料は全て入ります。増えたものは全部協会の収入になるということですね。その枠の中で考えてみると、中四国他県の状況を参考に、こういう料金を決めたという話ですが、協会がやっているということは、施行条例の中で、協会が事務を全てやることはいいことになっているんでしょうけれども、ほかの県でも同じような状況ですか。

◎橋本建築指導課長 ほとんどの都道府県が同じ状況で、残り2、3県がまだ協会に事務をやらせていないところがあったんですが、そこも程なく指定をして、協会が事務を行うようになっていると聞いております。

◎橋本委員 615件あるので、2万5,000円を掛けると、1,500万円ぐらいになると思うんですが、これが全部協会の収入になるということですか。

◎橋本建築指導課長 そのとおりです。事務所登録が5年ごとの更新になっておりますので、1年当たりの件数は615割る5です。

◎橋本委員 登録事務は何をするんですか。

◎橋本建築指導課長 申請書を受け付けた後に、審査する内容は、事務所の名称、所在地、建築士資格の保有の有無や、役員の氏名、役職、定款、履歴事項などです。

◎橋本委員 分かりましたけれども、これだけの事務で。もうこれ以上言いません。

◎中根委員 次の議事第56号、57号についてです。これもいろいろ金額の問題もありますけれども、確認等の民間開放はとても気にかかっているところです。建築基準法に基づいた、県の役割もあるけれども民間開放することによって、手数料なども、これまで取っていなかったところも加算をする、民間に合わせていくという方法が本当に大丈夫なのか。ここに関わってくる民間の性質はどんなふうになるのでしょうか。

◎橋本建築指導課長 これまでの度々の法改正などに併せまして、建築確認などの手続の中で審査する量が物すごく増えてきていますので、そうした事務を公共だけで担っていると、進みが悪くなるということで、民間にも開放して手分けしてやっていきたいと思いますというのが、そもそもの発想と思っております。そうした中で違反指導として、何かやらないといけないことが生じるのであれば公共が担う。まずは民間で手続に沿った審査をやっていただくような役割分担と捉えております。

◎中根委員 公がきちんと把握していなければならない状況は、やはり日々の全体を見る訓練、鍛錬が必要で、そういう役割を担っているからこそ、十分な視野が広がるのではないかというふうに思っています。そこを民間開放するとチェックが本当に効かなくなるのではないかという心配がありますけれども、その点はいかがですか。

◎橋本建築指導課長 民間開放をしている事実自体を、県の立場で回収してくることはできませんので、今置かれている中で、我々も建築確認業務を行い、違反指導もしていくなど、我々に与えられている役割の中で、県民の皆さんへ不利益が起らないように努めていくだけと思っております。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、建築指導課を終わります。

〈建築課〉

◎土森委員長 次に、建築課の説明を求めます。

◎田村建築課長 建築課の令和7年度当初予算、令和6年度補正予算について御説明します。

初めに令和7年度、建築課の当初予算の説明をします。1ページを御覧ください。まず、歳入予算について御説明します。

第7款分担金及び負担金は、計画修繕工事に係る高知市の負担金です。

第14款諸収入のうち、県立病院等設計監督受託事業収入は、公営企業局が所管する施設に関する工事の管理に伴う事務費です。

第15款県債は、歳出予算に伴う県負担分の財源措置を行うものです。

以上、令和7年度の歳入予算の合計は、6億2,995万6,000円です。

次に、歳出予算について御説明します。2ページを御覧ください。右の説明欄に記載されている順に主なものについて、御説明します。

3 目建築費の説明欄の 2 県有施設管理費のうち、維持修繕費、施設整備工事請負費は、出先機関の庁舎など県有施設の維持修繕に要する経費です。

自家用電気工作物保安管理委託料は、県有施設の高圧受電設備などの保安管理業務を委託する経費です。

設計等委託料は、先ほど説明しました施設整備工事を行うための設計等を委託する経費です。

3 ページを御覧ください。3 建築諸費のうち、一級建築士免許等取得負担金は、業務上必要となる一級建築士免許等の取得を促進するため、一級建築士試験等に合格した職員の登録免許税等を県が負担する経費です。これにより、一級建築士等の資格取得を通じて、若手技術職員の技術力向上を図ってまいります。

4 営繕諸費のうち、営繕積算システム等作成委託料は、建築工事では設計単価や設計内訳書の作成を電算化しており、このシステムの保守管理や市場単価調査などを委託する経費です。

以上、令和 7 年度の歳出予算の合計は、9 億 4,861 万円で、前年度と比較しますと、739 万 6,000 円の増額となっております。

引き続き、令和 6 年度 2 月補正予算について御説明します。4 ページを御覧ください。歳入の補正について、第 15 款県債は、事業費の減少に伴い減額するものです。

5 ページを御覧ください。3 目建築費の説明欄の、1 県有施設管理費の設計等委託料、施設整備工事請負費は、計画修繕工事の設計等が当初の見込みを下回ったことや、入札残など、執行残額等を減額するものです。

次に、繰越明許費の変更について御説明します。6 ページを御覧ください。繰越明許費は、12 月議会でも議決をいただいておりますが、その後の執行状況の変化により変更をお願いするものです。

3 目建築費の県有施設管理費は、高知県庁西庁舎の外壁改修第 2 期工事など県有施設の修繕工事 7 件、設計等委託 6 件の計 13 件において、施工方法の見直しなどの計画調整に日時を要したことや、資材の納入に遅れが生じたことなどから、工事の年度内完成が見込めなくなったため、4 億 6,071 万 9,000 円に変更をお願いするものです。

以上で、建築課の説明を終わります。

◎土森委員長 質疑を行います。

(なし)

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、建築課を終わります。

〈港湾振興課〉

◎土森委員長 次に、港湾振興課の説明を求めます。

◎藤井港湾振興課長 港湾振興課の令和7年度当初予算及び令和6年度の補正予算につきまして、御説明いたします。

まず、令和7年度当初予算につきましては、1ページを御覧ください。歳入予算につきまして御説明いたします。

第9款国庫支出金は、客船誘致に係る観光振興事業費補助金と、客船ターミナル床コーティング改修費などに係る港湾機能高度化事業費補助金です。

第14款諸収入は、主に客船の受入対応を協力して行っております、高知市からの負担金です。

第15款県債は、歳出予算に伴う県負担分の財源措置を行うものです。

以上、令和7年度の歳入予算の合計は、1億2,479万6,000円です。

続きまして、歳出予算について主なものを御説明いたします。2ページを御覧ください。右側の説明欄を御覧ください。

2 ポートセールス推進事業費の2つ目、客船受入等業務委託料は、客船の受入対応に係る委託料で、既に12月議会で債務負担行為の御承認をいただいているものです。

次の、客船誘致促進事業委託料は、客船誘致に向け、海外船社へのセールス活動の一部を現地事業者へ委託するものや、他港と連携した誘致事業を行うものです。

次の、設計委託料及びその次の改修工事請負費は、高知新港客船ターミナルの床の改修工事にかかる費用です。

3 ページを御覧ください。上から2つ目、客船誘致広域連携事業負担金は、東京都を中心に、太平洋側港湾が連携して外国客船を誘致する事業に対する負担金です。

次に、1つ飛ばしまして、宿毛湾港等利用促進事業費補助金は、宿毛湾港やあしずり港への客船入港時に必要となるタグボートを、他港から回航する経費に対する補助金です。

次の、高知新港コンテナ利用促進事業費補助金は、前年度に比べて貨物が増加する荷主への補助や、リーファーコンテナを利用し輸出する荷主への補助など、高知新港のコンテナ利用の促進を目的にした補助金です。

続きまして、3 姉妹港交流促進事業費の1つ目、友好提携港会議出張業務委託料は、I N A P加盟港等訪問時や、I N A P会議当日の現地移動に要する借上車の手配などを委託するものです。

以上、港湾振興課の令和7年度歳出当初予算は、3億8,101万7,000円を計上しており、前年度に比べて6,730万3,000円の増額となっております。増額の主な要因は、客船受入等業務委託料の増によるものです。

続きまして、令和6年度補正予算について御説明いたします。4ページを御覧ください。

右側説明欄の1 ポートセールス推進事業費の1つ目、高知新港コンテナ利用促進事業費補助金は、事業者からの申請が見込みを下回ったことにより、減額を行うものです。

2つ目の高知新港企業用地・高台用地企業立地促進事業費補助金及び3つ目の宿毛湾港工業流通団地企業立地促進事業費補助金は、補助対象事業者において、新規雇用者が当初想定を下回ったことにより、減額を行うものです。

合計で2,340万円の減額となり、補正後の金額は3億1,148万9,000円となります。

以上で、港湾振興課の説明を終わります。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎中根委員 高知新港コンテナ利用促進事業費補助金ですけれども、荷主への補助ということですが1つのコンテナにどのくらいの補助金が出ているのでしょうか。

◎藤井港湾振興課長 それぞれ種類によって違いがありますが、まず条件的に前年度を超えた大口の荷主は、200TEUを超えた分に対して、6メートルのコンテナ1単位につき1万円。あと新規の荷主に対する補助金としては、1TEU当たり1万5,000円。上限は設けておりますけれども、1万円から1万5,000円というところです。冷凍物や、冷蔵物を運ぶリーファーコンテナにつきましては、少し額が大きくなっております。

◎中根委員 減額補正の理由で、使い切れませんでしたという話だったんですが、それは荷主さんたちにとっては、もう少し補助が大きければ助かるという問題ではなくて、荷そのものを出すコンテナの量の問題なのか、そのあたりはどうですか。

◎藤井港湾振興課長 やはり過去の実績を超えることがなかなか難しい状況です。特に最近では中国の景気の動向が、よろしくないということで、伸び悩みもあります。ただ、伸びている企業もありますので、そういった企業にはしっかりとお支払いできる額です。今回の減額補正ですが、内航コンテナ船が定期航路化した際に1寄港当たり10万円で、52週ありますので520万円を想定しておりましたけれども、定期航路化せず該当しなかったことで減額しています。

◎戸田委員 姉妹港と友好提携港がありますが、どういう事業をやっているか教えてください。また、どこが姉妹港、提携港ですか。

◎藤井港湾振興課長 姉妹港といたしましては、韓国の木浦港、スリランカのコロンボ港、フィリピンのスービック湾港、インドネシアのタンジュンペラ港で、友好港は、中国の青島港です。

◎戸田委員 木浦は分かりますけれども、青島やインドネシアに、実際に行き来があるんですか。

◎藤井港湾振興課長 年に1回開催しておりますINAPという国際会議があり、コロナで間が空きましたけれど、昨年度は高知で、今年度はフィリピンのスービック湾港で、現地に赴き会議を行っております。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、港湾振興課を終わります。

〈港湾・海岸課〉

◎土森委員長 次に、港湾・海岸課の説明を求めます。

◎岡本港湾・海岸課長 港湾・海岸課からは、令和7年度当初予算と令和6年度補正予算につきまして、説明します。

なお当課の予算は、一般会計と港湾整備事業特別会計がありますので、議案ごとに一般会計、特別会計の順に説明します。

まず最初に、令和7年度当初予算について1ページを御覧ください。一般会計の歳入予算につきまして、主なものについて御説明します。

科目欄の1つ目の7款分担金及び負担金は、港湾と海岸における補助事業や、交付金事業及び県単独事業、また国直轄事業に関わる市町村の負担金で、次の8款使用料及び手数料は、岸壁などの港湾施設の使用料収入です。

2ページを御覧ください。9款国庫支出金のうち、下段の11目土木費補助金は、港湾と海岸の整備に関わる国庫補助金や交付金です。

3ページを御覧ください。表の中ほどの14款諸収入の3目過年度収入は、令和6年度より繰越しします港湾と海岸事業の市町村の負担金などで、15款県債は、港湾と海岸事業の県負担額に充てる起債分を計上しております。

4ページを御覧ください。以上、最下段に記載しています、港湾・海岸課の令和7年度一般会計歳入予算の合計は、72億3,189万円で、前年度より15億618万2,000円の増額となっております。内容につきましては、歳出予算で御説明します。

続きまして、歳出予算について説明します。5ページを御覧ください。科目欄の最下段の2目港湾費の右側の説明欄の2港湾管理費は、港湾施設の管理に要する経費で、施設使用料の徴収や維持管理に必要な委託、また高知港などの国際港湾施設の保安管理の委託などを行うものです。

6ページを御覧ください。説明欄の中段にあります、照明設備改修工事請負費は、港湾施設照明のLED化により、省エネルギー化や環境負荷の低減など港湾での脱炭素化を推進するものです。

次の、4港湾美化対策事業費は、港湾区域内の清掃や緑地の維持管理を行う経費です。

7ページを御覧ください。5プレジャーボート対策事業費は、プレジャーボートの係留施設の管理委託を行う経費で、6港湾調査費は、宿毛湾港の池島地区を緊急物資輸送などの拠点として港湾計画に位置づけるための委託や、高知港ほか3港で策定した港湾BCPの実効性を高めるための委託を行うものです。

7港湾単独改良費は、佐喜浜港ほか2港で標識灯の整備など、港湾施設の改良を行います。

その下の、8港湾維持修繕費は、高知港ほか12港で航路や泊地のしゅんせつや浮標灯の

修繕などを行います。また、高知港ほか9港で、維持管理計画に基づく港湾施設の一般定期点検を行うとともに、デジタル化への取組として、維持管理に関する情報のデータベース化を進め、管理点検業務の省力化を図ってまいります。

9 港湾整備事業特別会計貸付金は、港湾背後用地や荷役機械の整備にかかった起債を償還するため、一般会計から特別会計に貸付けを行うものです。

次に、科目欄の3目港湾建設費は、港湾施設の整備や補修を行う補助事業や交付金事業と国直轄事業の負担金です。

1 重要港湾改修費は、高知新港の東第2防波堤と護岸の整備を、2 地方港湾改修費は、奈半利港と下田港で防波堤の整備などを行います。

3 港湾施設改良費は、須崎港で南海トラフ地震発生後、緊急物資受入れのための耐震補強岸壁の整備を、久礼港で高潮高波対策として既存防波堤の改良を実施するとともに、高知港ほか8港で岸壁などの修繕工事を行います。また、港湾における脱炭素化の取組を進めていくため、高知港で港湾脱炭素化推進計画の作成を行います。

8 ページを御覧ください。説明欄の4 国直轄港湾事業費負担金は、重要港湾である高知港、須崎港、宿毛湾港の3港と、避難港である室津港で、国が進めています防波堤の延伸や粘り強い化の工事に関わる県の負担金です。

次の、科目欄の8 海岸費からは、海岸事業の予算となります。海岸事業につきましては、農林水産省が所管します耕地海岸と漁港海岸、国土交通省が所管します河川海岸と港湾海岸のそれぞれで、地震津波対策や高潮侵食対策を進めてまいります。

9 ページを御覧ください。科目欄の1 目海岸費から説明いたします。説明欄の2 耕地海岸管理費、3 漁港海岸管理費、4 河川海岸管理費は、各海岸の水門や陸こうなどの維持管理費と、海岸に漂着したごみの処理などに関わる経費を計上しています。

10 ページを御覧ください。5 河川海岸単独海岸保全施設整備費は、台風などの高波対策として、室戸市の鹿岡海岸で越波防護柵を整備するとともに、香南市の塩谷海岸で海岸堤防の補強工事などを行います。

6 港湾海岸管理費は、港湾海岸の水門や陸こうなどの維持管理委託と、東洋町の甲浦港海岸、香南市の手結港海岸の緑地公園の管理運営委託などを行う経費です。

7 海岸調査費は、安田町の安田海岸などで深淺測量などを行うもので、8 海岸維持修繕費は、高知港海岸の排水機場や、そのほか9 海岸で施設の修繕工事を行います。

9 高知港排水施設維持管理費は、浦戸湾内にある5つの排水機場の管理委託を行うものです。

11 ページを御覧ください。10 海岸漂着物等地域対策推進事業費は、台風により海岸に漂着した流木などの処理を行う経費で、11 海岸陸こう等常時閉鎖推進事業費は、地震津波対策としまして、海岸堤防に設置されています陸こうをコンクリートで閉鎖する、陸こうの

常時閉鎖を行う経費です。

次に、科目欄の2目耕地海岸保全費からは、それぞれ国の所管別の補助事業や交付金事業となります。

1 耕地海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業費は、宿毛市の大深浦海岸で海岸堤防の耐震補強工事を、また高潮時のソフト対策として、令和7年度の高潮浸水想定区域の指定に向けた委託を実施いたします。

12ページを御覧ください。3目漁港海岸保全費の1漁港海岸高潮対策事業費は、南海トラフ地震津波対策として、土佐市の宇佐漁港海岸の宇佐地区と井尻地区などで、海岸堤防の耐震補強工事を進めてまいります。

2 漁港海岸老朽化対策緊急事業費は、四万十町の浦分漁港海岸で海岸堤防の補修工事や、黒潮町の佐賀漁港海岸で長寿命化計画の策定業務を実施いたします。

4 市町村管理漁港海岸保全事業費は、安芸市の穴内漁港海岸ほか4海岸で、安芸市などが実施します津波高潮侵食対策の海岸事業への補助金です。

5 漁港海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業費は、高潮時のソフト対策として、令和7年度の高潮浸水想定区域の指定に向けた委託を実施いたします。

13ページを御覧ください。4目河川海岸保全費の1河川海岸高潮対策事業費は、高潮などによる高潮・高波対策として、東洋町の野根海岸と香南市の岸本海岸で、2河川海岸侵食対策事業費は、室戸市の岩戸海岸で離岸堤の整備を行います。

3 河川海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業費は、高潮時のソフト対策として、令和7年度の高潮浸水想定区域の指定に向けた委託を実施いたします。

3つ下の、6国直轄河川海岸事業費負担金は、高知海岸で高潮侵食対策として国が整備します突堤の改良工事に関わる県の負担金です。

最下段の、5目港湾海岸保全費の1港湾海岸高潮対策事業費は、浦戸湾の三重防護対策として、高知港海岸の潮江地区や横浜地区などで海岸堤防の耐震補強工事を進めるとともに、奈半利港海岸や宿毛湾港海岸においても、海岸堤防の耐震補強工事を進めてまいります。

2 港湾海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業費は、室戸市の室津港海岸と佐喜浜港海岸で海岸堤防の堤体補強を、また高知港内の5つの排水機場をカメラ等で遠隔監視し、高潮、津波の状況に応じ、水門等を一元的かつ的確に管理を行うことを目的に整備した、遠隔監視・操作システムの更新を行います。

14ページを御覧ください。5国直轄港湾海岸事業費負担金は、浦戸湾の三重防護対策として国が施工します種崎工区とタナスカ工区などでの耐震補強工事や、津波防波堤の整備などに関わる県の負担金です。

次に、科目欄の最下段、15款災害復旧費。15ページを御覧ください。1目農林施設災害

復旧費、2 目水産施設災害復旧費につきましては、耕地海岸及び漁港海岸にて、災害が発生した場合に速やかに対応できる経費を計上しております。

16ページを御覧ください。以上、港湾・海岸課の令和7年度一般会計歳出予算の合計は、78億2,093万4,000円で、前年度より15億4,908万4,000円の増額となっております。

17ページを御覧ください。次に、債務負担行為について御説明いたします。事項欄の港湾海岸高潮対策事業費につきましては、高知港海岸の中之島工区におきまして、三重防護事業の進捗を図るため、4億7,704万5,000円を限度額とする債務負担行為を設定するものです。

18ページを御覧ください。次に、港湾整備事業特別会計について御説明いたします。まず、歳入予算につきましては、科目欄の3行目の1目使用料は、野積場などの港湾用地や、荷役機械の使用料収入で、2目財産収入は、倉庫などの貸付収入です。

次の、3目諸収入は、港湾用地や荷役機械などを整備した際に借入れた起債を償還するために、一般会計からの借入金を計上しています。

その下の、4目県債は、既に発行している債権に関わる償還資金を調達するために、新たに借換債を発行するものです。

以上、令和7年度港湾整備事業特別会計歳入予算の合計は、4億9,725万6,000円で、前年度より、630万6,000円の減額となっております。

19ページを御覧ください。次に、歳出予算について説明いたします。

科目欄の3行目の1目港湾整備事業費の1港湾施設維持費は、重要港湾3港の倉庫や野積場などの維持管理に要する経費を、2高知新港管理運営費は、特別会計で整備した施設の指定管理に関わる経費のほか、高知新港のガントリークレーンや電源設備などの修繕に要する経費を計上しております。

20ページを御覧ください。3地方債元利償還金は、埠頭用地や荷役機械の整備に関わる起債の償還金で、4公債取扱事務費は、7年度に借換債の発行に要する手数料です。

次の、2目臨海土地造成事業費の1地方債元利償還金は、企業用地の造成に関わる起債の償還金です。

以上、令和7年度港湾整備事業特別会計の歳出予算の合計は、4億9,725万6,000円で、前年度より、630万6,000円の減額となっております。

以上で、令和7年度当初予算についての説明を終わります。

21ページを御覧ください。ここからは、令和6年度一般会計補正予算につきまして、説明いたします。

まず、歳入予算につきましては、歳出予算に連動して補正を行うもので、分担金及び負担金、国庫支出金、県債を変更するものです。

22ページを御覧ください。以上、最下段に記載のとおり、一般会計歳入予算の合計は、

95億982万6,000円で、6億4,792万7,000円の減額となっております。内容につきましては、歳出予算で説明いたします。

23ページを御覧ください。歳出予算につきまして、主なものを説明いたします。

科目欄の中段、2目港湾費の説明欄の2港湾維持修繕費は、高知港ほか9港での維持しゅんせつ工事において、現地再測量の結果水深が確保されている箇所について、しゅんせつを取りやめたことにより減額となったものです。

3港湾整備事業特別会計貸付金は、特別会計で支出予定であったフェリーターミナルの解体工事が減額となったことなどにより、一般会計からの貸付金を減額するものです。

科目欄の最下段、3目港湾建設費の説明欄の1港湾施設改良費は、宿毛湾港ほか4港で岸壁補修などを予定していましたが、国の経済対策に関わる補正予算において、内示差が生じたため減額をするものです。

24ページを御覧ください。ここからは海岸事業に関する補正となります。

科目欄の1目海岸費の4海岸陸こう等常時閉鎖推進事業費は、陸こうの常時閉鎖を進めるもので、利用者と調整が整わない箇所があったことから減額するものです。

25ページを御覧ください。次に、科目欄の3目漁港海岸保全費の2市町村管理漁港海岸保全事業費は、当初予算における内示差が生じたため減額するものです。

4目河川海岸保全費の3河川海岸災害関連緊急砂防等事業費、26ページを御覧ください、科目欄の5目港湾海岸保全費の2港湾海岸災害関連緊急砂防等事業費は、台風により海岸に漂着した流木などの処理を行う経費を計上していましたが、今年度は災害関連事業の採択基準を満たすような多量の漂着がなかったことから減額するものです。

3国直轄港湾海岸事業費負担金は、浦戸湾の三重防護対策として国が施工する耐震補強工事などに関わる県の負担金を計上していましたが、国の経済対策に係る補正予算において内示差が生じたため減額するものです。

27ページを御覧ください。科目欄の2目耕地災害復旧費、その下の1目漁港施設災害復旧費は、各海岸で災害が発生した際に備えて予算を計上していましたが、令和6年度は災害が発生しなかったため減額するものです。

28ページを御覧ください。以上、最下段に記載のとおり、一般会計歳出予算の合計は、100億4,559万4,000円で、7億3,313万5,000円の減額となっております。

29ページを御覧ください。繰越明許費については、6月と9月及び12月議会でも承認をいただいておりますが、その後の状況の変化により追加変更をお願いするものです。

まず、追加の主な事業につきましては、7項港湾費の2目港湾費の1行目、港湾管理費は、宿毛湾港の照明灯をLED化するに当たり、LED灯具の製品の納期に不測の日数を要したことなどによるものです。

次に、8項海岸費の1目海岸費の上から2つ目の港湾海岸管理費は、手結港海岸緑地公

園内の園路整備工事において、関係者が実施するイベントなどによる施工時期の調整に日時を要したことなどによるものです。

2つ下の、海岸維持修繕費は、高知港ほか9海岸における維持修繕工事におきまして、施工ヤードの調整に日時を要したことなどによるものです。

次に、3目漁港海岸保全費の上から2つ目の漁港海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業費は、気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の技術検討において、課題の再整理などにより不測の日時を要したため、年度内の執行が見込めなくなったものです。

以上、合計で、最上段に記載のように、2億7,157万2,000円の繰越明許をお願いするものです。

30ページを御覧ください。変更の主な事業につきましては、7項港湾費の2目港湾費の港湾維持修繕費は、久礼港のしゅんせつ工事において、港湾利用者との調整に日時を要したことによるものです。

3目港湾建設費の港湾施設改良費は、下田港の臨港道路の舗装の打ち替え工事におきまして、道路利用者との通行制限の調整に日時を要したことによるものです。

8項海岸費の2目耕地海岸保全費、4目河川海岸保全費、5目港湾海岸保全費は、気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の技術検討において、課題の再整理などにより不測の日時を要したため、年度内の執行が見込めなくなったものです。

8項海岸費の3目漁港海岸保全費は、須崎市の安和漁港海岸ほか2市、2海岸におきまして、防潮堤改良工事に伴う通行規制について地元調整に日時を要したことによるものです。

以上、補正後の最上段に記載のように、60億404万9,000円の繰越明許費の変更をお願いするものです。

31ページを御覧ください。次に、令和6年度港湾整備事業特別会計の補正予算について説明いたします。

歳入予算の主なものとしましては、科目欄の3行目の3目諸収入につきまして、当初見込みを下回ったことから減額するものです。

以上、最下段に記載のとおり、歳入予算の合計は4億7,878万4,000円で、2,506万4,000円の減額となっております。

32ページを御覧ください。ここからは、歳出予算となります。

科目欄の中段、1目港湾整備事業費の説明欄の1港湾施設維持費は、高知港フェリーターミナル解体工事における工事費が見込みを下回ったことによるものなどにより減額を行うものです。

以上、歳出予算の合計は4億7,878万4,000円で、2,506万4,000円の減額となっております。

33ページを御覧ください。次に、特別会計の繰越明許費について、目の欄の1港湾整備事業費は、高知港の潮江地区のフェリーターミナルの解体工事におきまして、建物の構造の調査に日時を要したため、2,800万円の繰越しをお願いするものです。

以上で、港湾・海岸課の説明を終わります。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎上治委員 7ページの港湾施設改良費で、須崎港の耐震化の説明があったと思います。この間、テレビで報道されていましたが、東日本大震災で海岸や港がかなり被害を受けた関係で、物資の復旧も遅れたということです。四国地方整備局から四国の港の状況を説明した中で、須崎港の耐震化が出来てないということで、今回予算化されるのは大変ありがたいことですが、今回のこの予算で、耐震化は完了するということですか。

◎岡本港湾・海岸課長 須崎港の耐震化工事につきましては、令和5年度もやっております。現在も工事中です。須崎港では耐震岸壁がないという報道も、見たところですが、現在整備をしており、来年度予算をもちまして耐震化の完了を見込んでおります。

◎上治委員 それ以外の重要港については、もう耐震化は全部完了しておるという考えでいいですか。

◎岡本港湾・海岸課長 そのほか防災拠点港としまして、港湾では重要港湾3港と奈半利港の4港を位置づけております。現在整備中の須崎港を除くほかの3港につきましては、耐震性のある岸壁がもう既に完成している状況です。

◎上治委員 港湾海岸耐震補強ということが、かなり説明の中に出てくるんですが、それぞれの港においてやり方は違っても毎年耐震補強をしながら、順次整備しているという認識でいいんですか。

◎岡本港湾・海岸課長 各港の耐震岸壁につきましては、全てを耐震化するとなると、予算や、時間もかかりますことから、現時点では緊急物資輸送に必要なバース数は既に揃えている状況ですので、現在整備中の須崎港の耐震化が終われば、高知県内の4港につきましては耐震整備が一通り終わった状況です。

なお、今後の状況につきましては、港の利用も踏まえて検討していきたいと思っております。

◎橋本委員 2点、聞かせていただきたいと思います。まずは歳出で、港湾建設費が、昨年と比べると約2億6,500万円増えています。また、国直轄港湾事業費負担金が、約6億7,000万円になっています。この国直轄というのが、特定利用されている港湾です。知事も議会答弁の中で、特定利用することによってメリットがあるという話をされました。具体的にメリットは、予算にどういう形で反映されているのかを具体的に表すことができたなら、教えていただければと思います。

◎岡本港湾・海岸課長 港湾建設費が増加していることですが、高知港で三重防護

の一環の1つのラインとなってます東第2防波堤や、護岸整備の延伸をメインとした増加となっています。

国直轄負担金につきまして、今年度の内容ですけれども、重要港湾、高知港、須崎港、宿毛湾港の防波堤などの延伸、粘り強い化の予算を、国が要望していると聞いておりますので、現時点で数的メリットが、少し明確ではないんですけれども、そちらについて予算が配分されるものと思っています。

◎橋本委員 国のインセンティブについて、考えていただいている状況も見え隠れするというふうに、今の答弁で受け止めることができました。要は特定利用港湾になったから、これだけお金が国から来るという話ではないというふうに思います。

もう1点は歳入です。新しい地方経済・生活環境創生交付金の1億3,300万円です。新しいメニューだと思うんですけれども、地方創生2.0に関連する予算ではないかと思っています。どこにどうやって充当しているのか、教えていただけますか。

◎岡本港湾・海岸課長 新しい地方経済・生活環境創生交付金は、まだ正式に決まっていはいないんですけれども、高知新港での岸壁整備や、岸壁の整備に関わる附属施設の整備といったものをイメージしておるところです。

◎橋本委員 地方創生2.0は、石破政権になって肝煎りの形で、デジタル田園都市国家構想に代わって出来たんだろうと思うんですけれども、ぜひとも有効に、その趣旨に従って充当していただければと思います。

◎中根委員 7ページの港湾調査費、調査等委託料、1,346万円ですが、宿毛市池島地区の何に対する調査ですか。

◎岡本港湾・海岸課長 現在、宿毛湾港の池島地区にある耐震バースを、災害が発生した場合にそちらを港湾計画上の緊急輸送物資の耐震バースとして位置づけるための委託を考えております。

◎中根委員 地元の皆さんには、どんなふうに説明をされて、どんなふうに映っているのでしょうか。

◎岡本港湾・海岸課長 港湾計画上の利用等に関する話ですので、一定地元の皆さんや市役所にも、この話はしていると認識しているところです。

◎中根委員 それは本県での地震などに対する緊急輸送物資を置くところということですか。

◎岡本港湾・海岸課長 南海トラフ地震が発災したときに、宿毛湾港に海路で緊急輸送物資を運んできて、それから使えるようにという位置づけです。

◎中根委員 危機管理部とも連動した形で動いている計画になっていますか。

◎岡本港湾・海岸課長 こちらは港湾計画上の話ですので、情報は共有していきますけれども、港湾・海岸課で進めさせていただくものです。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、港湾・海岸課を終わります。

以上で、土木部の議案を終わります。

《報告事項》

◎土森委員長 続いて、土木部から2件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにいたします。

〈土木政策課〉

◎土森委員長 「令和6・7年度建設工事入札参加資格者について」及び「令和7年度入札・契約制度の改正について」の2件について、土木政策課の説明と質疑を一括して行いたいと思いますので、御了承願います。

◎小笠原土木政策課長 当課から、令和6・7年度建設工事入札参加資格者と、令和7年度入札・契約制度の改正の2件について、関連しますのであわせて御報告いたします。2ページをお願いいたします。

まず、令和6・7年度建設工事入札参加資格者についてです。令和5年度に行いました審査から、入札参加資格の有効期間を2年間としておりますので、今年度につきましては、新規の申請と業種の追加などの変更申請について審査を行ったところです。

左上、土木一式の区分では、令和7年度の入札参加資格者は、太枠で囲んでありますとおり、AからDまでの合計で871社となっており、以下、工事区分の事業者数を記載しております。

全体の総計は、表の右下に記載しておりますとおり、実事業者数で令和7年度1,342社、昨年度から15社の増です。

次の3ページ、参考につきましては、1 令和6・7年度建設工事ランク基準表と、中ほどから下にあります、2 発注標準につきましては、令和6年度と変更はありません。

続きまして、令和7年度入札・契約制度の改正について御説明いたします。4ページをお願いいたします。

まず、工事についてです。左上の1 総合評価方式の運用の変更につきましては、総合評価基準のうち2項目を改正し、1項目を新設します。

左側に記載しております改正する2項目のうち、上の生産性向上の取組は、ICT施工のさらなる拡大を図るため、これまで要件としていました過去3年間における同一工種の実績を取りやめ、当該工事における実施のみを評価し、適用する工事を1億2,500万円以上から1億円以上に拡大します。

下の災害復旧工事等の対応状況は、災害復旧工事の円滑な履行や、県内の防災力の向上につなげることを目的として、令和5年度から災害復旧工事の受注状況を評価対象としていますが、地域に根差した建設事業者を評価するため、高知県または土木事務所との災害

協定の締結、また災害時緊急対応実績を評価対象とします。

右上の新規として、CCUS（建設キャリアアップシステム）の事業者登録を、1億2,500万円以上の工事について評価します。この建設キャリアアップシステムは、技能者一人一人の就業実績や資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場作業の効率化につなげるシステムであり、CCUSの事業者登録の有無を評価することとします。今後は、評価対象を工事現場での活用など、順次活用する予定です。

そのほかの運用の変更としまして、2「週休2日制工事」の実施の促進につきましては、週休2日の質の向上を図るため、通期の週休2日を月単位の週休2日とします。

次の、3クールワークタイム制度の導入につきましては、近年の猛暑が激しい状況を踏まえ全国に先駆けて導入する制度で、例えば現場での作業時間を8時から11時と、14時から17時として、11時から14時までは作業を休みとするなど、休憩時間を増やし、作業環境を整えることができる制度です。建設業における働き方改革の1つとして、導入するものです。

4その他につきましては、（1）配置予定技術者における従事期間の見直しと、（2）現場代理人の変更届に関する緩和につきましては、建設事業者においても共働き・共育ての促進に取り組んでいただけるよう、運用を変更するものです。

一番下、（3）総合評価方式の評価基準の周知につきましては、仕事と家庭の両立の推進などの職場環境づくりに積極的に取り組む企業として、高知県ワークライフバランス推進企業として認証を受けた事業者を評価することとし、令和7年度は建設事業者への周知を図り、令和8年度から運用を開始いたします。

次に、委託業務について御説明をいたします。5ページを御覧ください。今年度から、委託業務における総合評価方式を導入しており、4月から12月末までの期間における入札結果を踏まえ、より競争性、公正性を確保できるよう見直すものです。

まず左上の、1総合評価方式の運用の変更につきましては、6項目の改正を行います。左側の一番上、地域貢献度は、先ほど御説明した工事と同様に、災害時の円滑な対応などにつなげるため、部長名や県内出先機関長名での災害協定も有効とします。

その下、同種・類似業務の成績評定は、公正性を確保するため、高知県発注業務の成績評定がない場合は、本県の平均点により近い四国地方整備局管内の業務の成績評定によることができることとします。

その下、技術者資格は、競争性を確保するため、資格取得の難易度が高い技術士のみを評価するのではなく、国土交通大臣が認定した技術者についても評価することとします。

右側の一番上、継続学習制度の取得は、コロナ禍におけるCPDの取得単位を80単位として緩和しておりましたが、令和7年度から200単位に戻ることを踏まえて、段階的に引き上げるものです。

その下、手持ち業務量は、落札者と非落札者との得点率の差が大きいことから、配点のウェートを下げるとともに、件数を国土交通省の入札参加基準と同等の10件を上限とします。

その下、地理的条件は、競争性を確保するため、評価する業務の範囲を本山事務所や土佐清水事務所など、所内事務所の管内といった狭い範囲から、中央東土木事務所や幡多土木事務所など、拠点の土木事務所単位に拡大します。

最後に、2その他につきましては、入札参加資格における配置予定技術者の従事実績を、監理技術者または照査技術者について評価しておりますが、技術力の向上と経験の蓄積を促進し、技術者を育成するため、「担当技術者」での実績も評価対象とします。

土木政策課からの報告は以上です。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎上治委員 総合評価方式について、来年度からはこういうところが、こういうふうに変わっていくというような建設業協会との意見交換や調整は、前もってされているんですか。

◎小笠原土木政策課長 工事につきましては建設業協会の本部、また各支部と意見交換会をしております。意見交換に先立ちましては、アンケート調査もさせていただいて、そのアンケートへの回答も踏まえております。県で1つ案をつくりまして、それを御説明した中で御意見をいただいて今回の改正内容に至っております。委託業務につきましては、今年度からの総合評価ですので、測量設計業協会と意見交換をして、その中で同じように案をつくって、意見交換をもう一度重ねて、今の改正案になっている状況です。

◎上治委員 災害復旧は、地域住民の生活環境のために早く取り組まないといけない工事だと思うんですが、過去3年の災害復旧工事等の対応状況は、災害が多いときには不調ということがかなりあったことも背景にあると思います。最近災害の件数が少ない中でどういう考え方でやっていこうとしているんですか。

◎小笠原土木政策課長 御指摘のとおり、災害復旧工事の受注実績が近年ございませんので、この評価項目そのものは令和5年度に設定をしておりますけれども、このところ実際の運用はしておりません。

◎上治委員 そのときの状況で、入っていない項目もあるという考え方が、分かりました。最後に、総合評価方式についての意見交換の中でよく出てくるのが、地域点というところなんです。今回、災害時緊急対応実績、あるいは災害協定の締結というところもあって、やはり地域があってこそ道路啓開もできるだろうし、あらゆる災害対応もできるだろうということで、その地域点について、それぞれの地域の方からよく意見が出ます。例えば愛媛県はちょっと高いというような情報も入ったりしてるんですが、そういうところも考慮して、令和8年度に向けて、検討をしていただくように要請いたします。

◎橋本委員 入札・契約制度の改正についてですけれども、週休2日制工事の実施の促進

で、通期の週休2日を月単位の週休2日に拡大するという事で、この通期というのは何を指すのか。年度を指すのか、それとも工期を指すのか、御説明いただけますでしょうか。

◎小笠原土木政策課長 通期というのは、工期の中での週休2日ですので、極端に言えば工期が半年あっても、工期末などに集中して週休2日を達成することも可能です。ただそうしますと、例えば工期6か月のうちの4か月は週休2日できてないという状況になりますので、そこを月単位にすることで、毎月週休2日ができるという質の向上を目指しているという意味です。

◎橋本委員 よく分かりました。それから、もう1点お聞かせください。サマータイム制度を導入するということですが、そのときに、短縮される作業時間を確保するために工期延長も認めますという話になってくると、例えば設計単価をはじき出すときに、工期が延びると、それも必然的に変わってくるのではないかと想像するんですけども、その辺のバランスはどうでしょうか。

◎小笠原土木政策課長 御質問のとおり作業時間、休憩時間を長くした分工期は延びます。工期の延長は行うんですけども、それによって生じる経費については、今のところ負担は考えておりません。といいますのは、この制度自体は建設業協会から強く要望をいただきまして、経費の問題よりも、そういうふうに工事を行うことができる制度が欲しいという声によって考えたものです。

◎橋本委員 普通一般論で考えたら、工期が延びれば、例えば重機などのリース代も伸びるので、逆に経費がすごくかさむと思っていたんですけども、事業者から経費はかさんでもいいからやってくれということであれば、それはそれでいいのかなというふうに少し思います。ただ、この働き方改革ということを全般にすごく勧めて、それを加点化してくるということもあるんでしょうけれども、そういうことになってくると今からますます労働力が厳しい状態になって、工事を発注しても人手不足でなかなか取れないというような実態も出てくる可能性があるのではないかと思います。その辺はどう考えていますか。

◎小笠原土木政策課長 週休2日制もそうですし、サマータイム制度もそうですけれども、建設業の魅力と働きやすさを、ほかの産業と同等にしていけないと、担い手がつかないといったことでいろんな取組をしているところです。

◎橋本委員 そのためには、設計単価で算出された労務賃がしっかりと末端まで届くような仕組みづくりもしていくという努力をしなければ、基本的には魅力あるような仕事にはならないかも知れません。設計単価には2万500円と書かれているんですけども、自分たちがもらっている日当は1万5,000円ぐらいですという話をよく聞くわけです。それはいかんろうと私は思うんですけども、そういうことに対してしっかり手当てをするように、せつかく設計単価で算出していますので、それをきちっと労務者にもお渡しできるような仕組みを事業者ともよく話をさせていただければありがたいと思いました。

◎中根委員 クールワークタイム制度ですけれども、導入の説明書きのところで、8時から11時及び14時から17時などとするという、「などとする」というのは、事業者にどの程度の裁量を持たせるのか。

◎小笠原土木政策課長 まず1日8時間労働の中で、どの時間帯を休憩時間にするかは、工事の現場によっても異なると思います。例えば町なかでの工事と、山間部での工事など、現場によっても違うと思います。休憩の時間帯や長さは、工事にかかる前に受注者と発注者で協議をして決めることを考えております。

◎中根委員 幅を持たせて、サマータイムをちゃんと取りましょうということですか。

◎小笠原土木政策課長 そのとおりです。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、土木政策課を終わります。

以上で、土木部を終わります。

《採決》

◎土森委員長 これより採決を行いたいと思います。今回は、議案数17件で、予算議案8件、条例その他議案9件であります。

それでは、採決を行います。

第1号「令和7年度高知県一般会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 挙手多数であります。よって、第1号議案は、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

第8号「令和7年度高知県土地取得事業特別会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第8号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第18号「令和7年度高知県港湾整備事業特別会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第18号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第20号「令和7年度高知県流域下水道事業会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第20号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第24号「令和6年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第24号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第30号「令和6年度高知県土地取得事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第30号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第37号「令和6年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第37号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第39号「令和6年度高知県流域下水道事業会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって第39号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第52号「高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第52号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第53号「高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第53号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第54号「高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第54号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第55号「高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 挙手多数であります。よって、第55号議案は、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

第56号「高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 挙手多数であります。よって、第56号議案は、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

第57号「高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 挙手多数であります。よって、第57号議案は、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

第67号「国道441号防災・安全交付金（口屋内トンネル（Ⅱ））工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第67号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第68号「和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第68号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第69号「県道の路線の認定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第69号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席を願います。

〈執行部退席〉

◎土森委員長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

それでは、17日及び18日の委員会は休会とし、19日の水曜日の午前10時より、委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員会を閉会します。本日はこれで散会します。

(11時40分閉会)